

投信コスト(手数料等)の長期国際比較 2017  
～日本・米国・欧州・カナダ・オーストラリアのグローバル比較、  
モーニングスター・世界投信市場調査2017年版との比較～

商品企画部 松尾 健治  
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

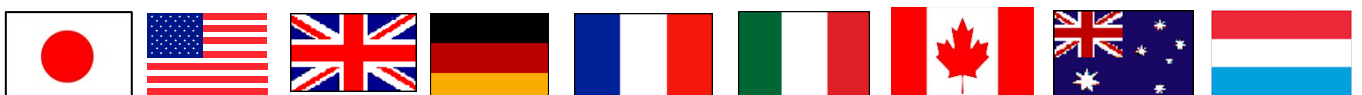
日本の投信手数料は国際的にみて高いとはいえない？

2017年10月8日付日経ヴェリタスに「投信手数料下げ、サービス低下も」と言う見出しで、アジア開発銀行研究所・エコノミストの根本直子氏の寄稿があった(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。 その一部を引用する。

「投資信託の手数料に引き下げ方向の圧力がかかっている。…(略)…。理論的には手数料が下がれば顧客にとってのリターンは上がる。ただ中長期的な影響をみると逆の場合もありうる。運用会社の収益が上がらず情報、システム、人への投資ができなければ、運用スキルが落ちることで最終リターンが下がることになる。…(略)…。日本の投信の手数料は国際的にみて割高なのだろうか。三菱UFJ国際投信の投資調査は、各国の制度が異なるため国際比較が難しいことを指摘し、こうした限界を前提とした上で手数料を比較している。それによれば、先進国9カ国の中で、日本の購入時の手数料、信託報酬は米国よりは高いがドイツ、フランス、カナダなどと比べると低い。米国の場合、401kなどの年金プランを通じて投信を購入すると手数料が無料となり、そのウエートが高い。年金プランを通じたノーロードを除いて比較すると、日本の販売手数料は米国より低くなる。信託報酬については、米国は確かに他の諸国に比べて圧倒的に低いが、1投信当たりの純資産の平均規模が大きく、規模が増えるに伴い信託報酬が下げられて顧客に還元される仕組みとなっている。日本では大型ファンドが少なく小粒の投信が多数存在しているため、運営コストが高くなりがちだ。…(略)…。良質なサービスや優れたパフォーマンスに対して適切なフィーが払われる仕組みがあれば、投信市場の活性化、ひいては国民所得の向上につながるのではないか。」——(以上が引用)

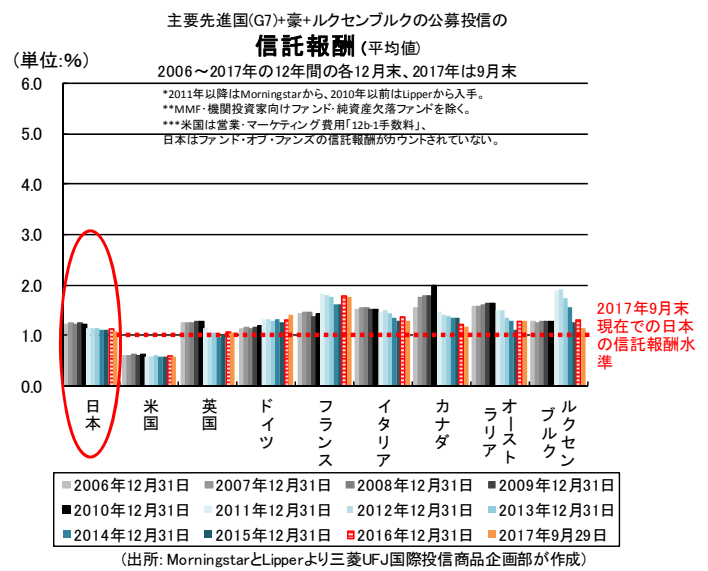
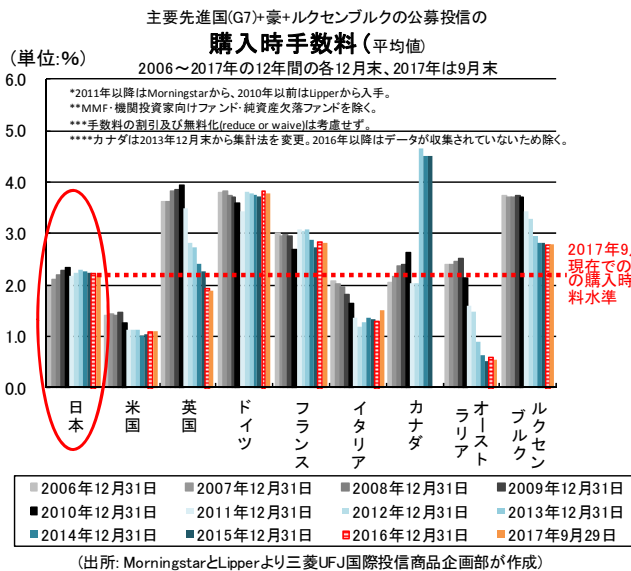
上記の「三菱UFJ国際投信の投資調査」は当コラムの2017年2月13日付日本版ISAの道 その172もしくは2017年5月29日付日本版ISAの道 その183と思われる(URLは後述[参考ホームページ]②参照)。ただ、そこでは2016年までの投信の手数料を分析したものだった。

2017年には、日本で2017年3月に金融庁が「つみたてNISA」の条件として「信託報酬が一定割合以下」や「販売手数料が無料(ノーロード)」を加えており(4月24日付・9月11日付日本版ISAの道 その179・その195～URLは後述[参考ホームページ]③参照)、その後、「金融庁が設けた販売手数料の無料化など厳しい条件に、運用業界が新商品を出すなどして対応を進めた。…(略)…。新商品を38本投入し、既存投信16本は手数料を引き下げるなどした。」(8月30日付日本経済新聞～URLは後述[参考ホームページ]④参照)となっている。また、2017年には、米国で6月9日から労働省/DOLフィデューシャリー・ルール(以下DOLルール)の基本条項が実施され(後述※1参照)、カナダでは1月に「ファンドに組み込まれた手数料禁止」のコンサルテーション・ペーパーが公表され、その後議論されている(後述※2参照)。欧州ではMiFID II/第二次金融商品市場指令の前年であり報酬に変化が起きている(後述※3参照)。今回はその2017年を加えた最新の投信コストの国際比較(2017年9月末)をする。対象はG7(日、米、英、仏、独、伊、加)とルクセンブルグ、オーストラリア(後述※4参照)。



## コスト(手数料等)の長期国際比較

NISA が範とする英国、投信超大国である米国、その他主要先進国 G7、さらには投信大国であるルクセンブルグやオーストラリアを加え、計 9 カ国を 2008 年から 12 年間にわたり一般個人投資家向け投信のコスト(手数料等)の長期国際比較をする。下記グラフ左側が購入時手数料(販売手数料)、右側が信託報酬で、各国ごとに長期時系列推移となっている(\*2006 年から 2016 年までは年末、2017 年は 9 月末の約 12 年間推移)。



2017 年は 9 月末時点だが、購入時手数料・信託報酬ともに 2016 年末より低下している国が多い。

日本は購入時手数料(販売手数料)が 2.17%と 8 カ国中 4 番目、信託報酬が 1.09%と 9 カ国中 7 番目となる(\*単純平均、米国は営業・マーケティング費用「12b-1 手数料」、日本はファンド・オブ・ファンズの信託報酬がカウントされていない)。前年末から購入時手数料は-0.05 の低下、信託報酬は-0.02 の低下で、共に 4 年連続低下で加速気味となっている。2017 年 10 月 13 日に日本の投資信託協会が発表した「投資信託の主要統計等ファクトブック(2017 年 9 月末)」によると、日本の購入時手数料が 2.32%、信託報酬が 1.09%だったので概ね一致する(\*投資信託協会のデータは 2017 年 3 月末から四半期ベースで対象は追加型公募株式投信~URL は後述[参考ホームページ]⑤参照)。「来年から始まる積み立て型の少額投資非課税制度『つみたて NISA』に向け低コスト投信を投入する運用会社が増えており、信託報酬の低下が続いている。」(2017 年 10 月 14 日付日本経済新聞~URL は後述[参考ホームページ]⑥参照)と言われている。

米国は購入時手数料も信託報酬も相当低く、低下傾向にある様に見える。ただ、この「低い」米国の投信については「伝統的な A クラス投信の購入時手数料は 4.75%だが、この 4.75%のファンドには同じ中身なのに購入時手数料無しのクラスもある」(2013 年 1 月 19 日付米バロンズ誌~URL は後述[参考ホームページ]⑩)と言われる通り、高低だけでは測れない手数料体系がある事に注意したい。購入時手数料「4.75%」のクラスと購入時手数料「0%」つまりノーロードのクラスが 1 つずつあれば平均は「2.375%」に低下するだろう。こうした購入時手数料 0%のファンドが人気化して急増している今、投信全体の購入時手数料がどんどん低下する事となる。さらに、ノーロードのクラスには一般個人投資家が直接投資出来ないアドバイザー向けのファンドや年金プランなどの場合も多い。米国の投信にはアドバイザー向けのラップ/SMA 向けファンドや退職プラン向けのファンドが増えており、投資家はアドバイザー等に対し別途手数料を払う為、ファンド費用である購入時手数料や信託報酬はアドバイスの対価と言う観点では実態を示さなくなっている。さらに米国では今、全てのファンド分類において購入時手数料 2.5%(\*大口

割引あり)、12b-1 手数料年 0.25%と言う T シェア(クラス)や、購入時手数料も 12b-1 手数料もないクリーンな投信“クリーン・シェア”など新しい DOL ルール(後述※1 参照)向け投信が設定されている(2017 年 2 月 6 日付日本版 ISA の道 その 171~URL は後述[参考ホームページ]⑨参照)。これは今後の米国投信のコスト(手数料等)比較をさらに難しくしよう。

英国とオーストラリアの購入時手数料が急低下しているが、これは各々、RDR と FOFA による所が大きい(後述※5・※6 参照)。アドバイザーや販売会社等が投信会社等から得ていたアドバイス・フィーが受け取れなくなり、投資家から別枠で得るアドバイス・フィーだけとなるもので、ファンドの購入時手数料無し、または大幅に引き下げられる傾向が続いている。英国では新しく設定される投信は、購入時手数料のみならず日本の代行手数料に相当する手数料を基本的に受け取れず、別途手数料を徴収する(英国のファンド・プラットフォームは、既存投信にも 2016 年 4 月から適用)。この別途徴収する手数料、投資家から別枠で得るアドバイス・フィーは今回の国際比較では含んでいない(後述する「モーニングスター・世界投信市場調査 2017 年版/Morningstar Global Fund Investor Experience Study 2017」でも含んでいない)。

一方、ドイツやフランスでは 2017 年 9 月末の信託報酬が 2016 年末より上昇している。トレンドに反している様にも見える。考えられるのは、ドイツでは日本で言う所の私募にあたるスペシャルファンドが増えているが、これは、今回の分析に含まれていない。つまりドイツで大口低コストの資金が公募投信から私募投信にシフトし続ければ、低い私募投信の信託報酬が今回の分析対象外となっている為、結果として、信託報酬が上昇する可能性がある。さらに、ドイツやフランスなどユーロ圏ではマイナス金利が続いている。欧州中央銀行/ECB の中銀預金金利(下限金利)は 2014 年 6 月 5 日から▲0.10%、2014 年 9 月 4 日から▲0.20%、2015 年 12 月 3 日から▲0.30%、2016 年 3 月 10 日から▲0.40%である。それで国債利回りもドイツでは 7 年前後まで、フランスでは 5 年前後まで、イタリアでは 2 年前後までマイナスとなっている。

先進国の政策金利と国債利回り

□… マイナス。

2017年9月30日

\*先進国…ブルームバーグ「世界の国債利回り」における「先進国」。

	政策金利(下限等)	政策金利(中心・参考)	政策金利(上限等)	1年	2年	3年	5年	7年	10年	20年	30年
日本(G7)	-0.100	-0.063	0.100	-0.157	-0.125	-0.119	-0.084	-0.036	0.060	0.573	0.858
米国(G7)※1	-	1.250	1.750	1.289	1.483	1.622	1.936	2.169	2.334	2.597	2.860
英国(G7、EU・非ユーロ圏)	-	0.250	-	0.386	0.444	0.530	0.783	1.017	1.361	1.914	1.914
フランス(G7、EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.584	-0.494	-0.347	-0.012	0.153	0.742	1.453	1.835
ドイツ(G7、EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.742	-0.697	-0.599	-0.269	-0.013	0.462	0.959	1.291
イタリア(G7、EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.366	-0.253	0.100	0.695	1.421	2.107	2.843	3.281
カナダ(G7)	-	1.000	3.200	1.401	1.515	1.582	1.750	1.909	2.097	2.421	2.471
オーストラリア	-	1.500	-	1.778	1.954	2.145	2.358	2.582	2.839	3.317	3.605
ニュージーランド	-	1.750	-	1.910	2.086	-	2.536	-	2.966	3.523	-
スウェーデン(EU・非ユーロ圏)	-1.250	-0.500	0.250	-	-0.694	-0.356	-0.018	0.475	0.909	1.618	1.618
デンマーク(EU・非ユーロ圏)	-0.650	0.000	0.050	-0.648	-0.646	-0.493	-0.341	0.101	0.544	#VALUE!	-
ノルウェー(非EU・非ユーロ圏)	-	0.500	-	0.372	0.530	-	-	1.267	1.576	-	-
フィンランド(EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.690	-0.660	-0.479	-0.163	0.119	0.617	-	1.395
スイス(非EU・非ユーロ圏)※2	-1.250	-0.750	-0.250	-0.988	-0.847	-0.740	-0.529	-0.326	-0.052	0.326	0.420
オーストリア(EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.606	-0.590	-0.500	-0.163	0.186	0.621	1.190	1.576
ベルギー(EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.575	-0.542	-0.490	-0.206	0.268	0.726	1.210	1.766
オランダ(EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.693	-0.691	-0.589	-0.320	0.095	0.575	0.997	1.295
アイルランド(EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.524	-0.527	-0.441	-0.161	0.242	0.727	1.644	1.862
ポルトガル(EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.354	-0.064	0.134	0.923	1.501	2.364	3.392	3.611
ギリシャ(EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-	2.998	-	4.604	-	5.598	6.602	-
スペイン(EU・ユーロ圏)	-0.400	0.000	0.250	-0.363	-0.344	-0.156	0.254	0.905	1.597	2.378	2.827
アイスランド(非EU・非ユーロ圏)	-	5.250	-	-	4.180	5.050	-	-	5.140	-	-
香港	-	1.500	-	0.529	0.879	1.036	1.285	1.458	1.632	-	-
シンガポール	-	0.080	-	1.183	1.368	-	1.635	-	2.141	2.419	2.496
イスラエル	-	0.100	-	0.090	0.130	0.210	0.600	1.150	1.770	-	3.070
G7平均(欠落は除く)	-0.325	0.348	0.967	0.175	0.267	0.396	0.686	0.946	1.309	1.823	2.073
25カ国平均(欠落は除く)	-0.510	0.475	0.462	0.075	0.416	0.338	0.743	0.792	1.658	#VALUE!	2.108

(出所:ブルームバーグより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

※1: 米国の政策金利(中心・参考)…短期金利の指標であるフェデラルファンド/FF金利の誘導目標の事で、正確には2015年12月16日より0.25~0.50%のレンジ。

※2: スイス…マイナス金利で使う預金金利(2014年12月18日~)は3カ月物LIBOR誘導目標レンジ下限値と同じである(3カ月物LIBOR中央値±0.50で目標レンジの上限と下限)。

※3: 米国の20年には10年と30年の平均を使用。スウェーデンの3年には1年と3年の平均、30年には20年を使用。デンマークの1年には政策金利(下限等)と2年の平均を使用、3年には2年と5年の平均を使用、7年には2年と5年の平均を使用、20年には10年と30年の平均を使用。

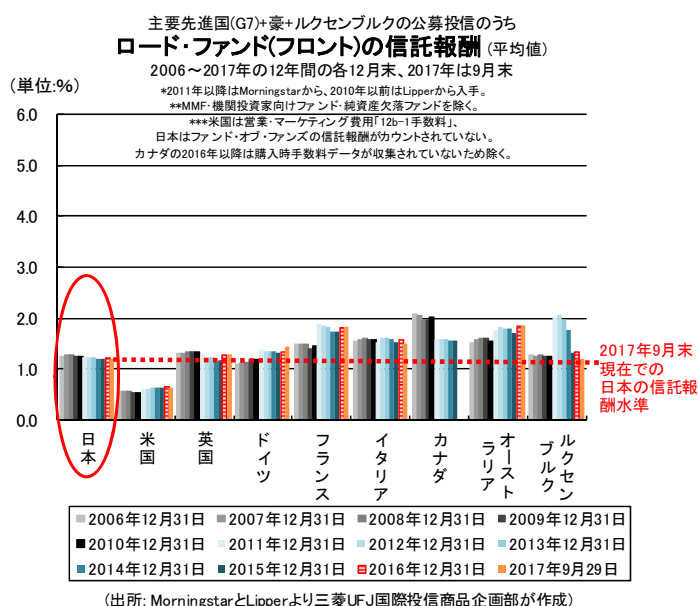
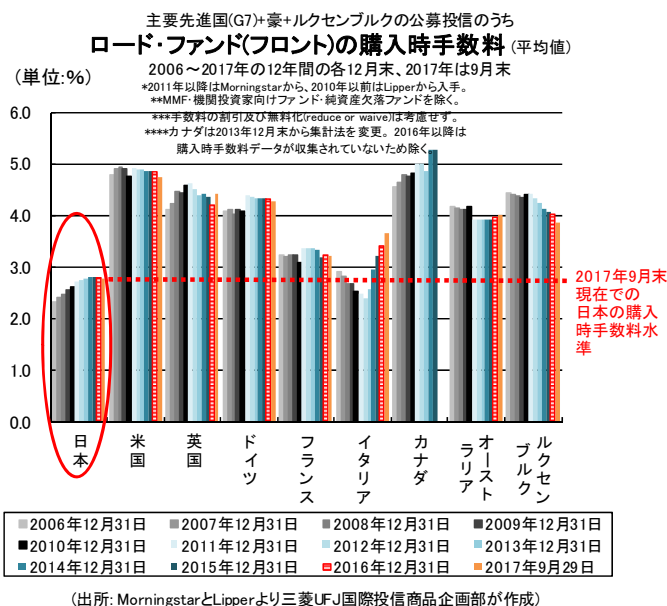


ドイツやフランスなどマイナス金利国では従来型の公募投信では購入時手数料や信託報酬からして、国内、ユーロ圏の債券ファンドが作りにくくなっており、自ずと、購入時手数料や信託報酬の高い株式やバランス型ファンドに向かう事となる。その結果、信託報酬の平均が押し上げられている可能性がある。ドイツの個人投資家向けファンドで2017年の年初来に最も人気だったのは、バランス型/アロケーションファンド、特にグローバルに分散するアロケーションファンド(「EUR Flexible Allocation - Global」)、株式ファンド、特にグローバル株「Global Large-Cap Blend Equity」やエマージング株となっているのはその為だろう。尚、2017年9月末時点で純資産ドイツ最大のファンドはグローバル株に投資する「DWS Top Dividende LD」で信託報酬は1.45%だった。

カナダは信託報酬が2016年末より下がっていて、9カ国中5番目である(前回調査では6番目)。先述した通り、2017年1月にカナダ証券管理局(CSA)が、ファンドを販売する人が投信会社から受け取るトレーラー・フィーなどの禁止を提案したが、これが実施されれば、今後、カナダの投信の信託報酬は既に低下傾向ではあるが、より一層、押し下げられる事となる。尚、カナダの購入時手数料のデータが2016年以降は無く、2013~2015年に急上昇しているのは2013年末から集計法を変えた為である(\*モーニングスターのデータ上)。例えば、2012年末まで「AGF GROUP OF FUND」シリーズ173本(2016年1月現在)や「Russel Fund」シリーズ237本(同)は購入時手数料0%としてきたが、解約手数料/DSC Deferred Sales Charge付きであり、さらに、購入時手数料(各々6%や5%)も選択出来る為、2013年末からロード扱いとし、全体を押し上げる事となった。こうした個別ファンドにおける手数料体系の細分化・複雑化が、国毎の手数料の横比較を難しくする背景となっており、2016年以降はモーニングスターのデータにカナダの投信購入時手数料は収集されていない。

国別の分析は以上だが、こうした分析をしている中、2017年10月9日に米国モーニングスターは世界25カ国の投信市場を多面的に評価したレポート「モーニングスター・世界投信市場調査2017年版/Morningstar Global Fund Investor Experience Study 2017」を公表した(後述※7参照)。その中に2017年の各国の投信コストについて、「セールスロード/販売手数料の禁止(または実質免除)や、ファンド費用とアドバイス手数料のデカップリング/切り離し、コミッション禁止、さらなるフィーの透明性により、多くの投資家はファンドにかかるコストが以前より減少した。」と述べている。しかし「25カ国中、15カ国では今もアドバイザーが主としてコミッションを通じた支払いを受けている。」と述べている通り、米国や英国、オーストラリアなど別途、アドバイス手数料を徴収出来る(徴収が義務付けられる)事から、ファンド費用の購入時手数料や信託報酬が低下する国の投信のコストと、そうではない国、日本やカナダなどの投信のコストを単純比較する事は注意が必要である。

その意味で、投信コストを国際比較する上で、ノーロードを除いて見るのが適切かもしれない。ロード・ファンド(ここでは購入時手数料のある投信)だけで国際比較すると、購入時手数料は日本が2.78%と8カ国中8番目(最低)となり、信託報酬は日本が1.21%と8カ国中6番目となる。そして、米国の購入時手数料が一気に上昇、主要国で最高レンジとなる(2015年はカナダが米国を上回り最高レンジだったが、2016年以降は前述した通り収集されずデータが無い)。尚、イタリアは2013年まで購入時手数料が日本より安かったが、これにも米国と同様の仕組みがあり、例えば、ロード・ファンドで純資産残高が2番目に大きい「Alleanza Obbligazionario A」は購入時手数料が1.5%と低いが、1年以内の解約で手数料3.5%がかかる。また2016年以降、オーストラリアの信託報酬が上昇しているようだが、投信会社Colonial First State Investmentsの一部ファンドで、2015年末に2%前後だったのが、2016年より4%台となった事などがある。



以上、米国やカナダ、欧州などで投信を含む金融において大きな変化が起きている。その中で、極めて重要な投信のコスト、金融機関やアドバイザーの報酬は、極めて正確に分析する事が望まれる。間違えると、金融機関やアドバイザー、引いては投資家にも多大なダメージを与える事となる、米国や欧州、オーストラリアでは、一国のトップ(大統領や首相)がこうした事に触れる事も多い。投信に関する規制とコスト(手数料等)の国際比較について官民揃ってのより詳細かつ正確な分析が強く期待される。

※1: 米国労働省(DOL)フィデューシャリー・デューティー/受託者責任ルール(以下、DOL ルール)

…米国のブローカー(投信・保険等の販売会社)が退職優遇税制口座(\*個人退職勘定/IRA や401k など)に対し投資アドバイスをする場合、RIA/投資顧問業者と同様のフィデューシャリー・デューティーをかけるルール。2017年6月9日から基本条項が実施されているが、基本条項は、(1)最善の利益による投資アドバイス、(2)リーズナブルな報酬を超えない事、(3)ミスリードする言葉を使わない様にする事であり、厳しいディスクロージャーや集団訴訟権利条項など完全実施については2019年7月1日からである(\*当初2018年1月1日だったが延期に)。この完全実施までに共和党政権下のDOLは、民主党政権下で作ったDOLルールのレビューを完了、共和党の委員長であるSECと共にこのDOLルールを包括する個人投資家全体を対象とした統一フィデューシャリー・スタンダード・ルールを策定する。SECの統一フィデューシャリー・スタンダード・ルールは、2015年7月21日から完全遵守されているドッド・フランク法下で既に「SECが策定する事が出来る」となっているものだが、2014年11月4日の議会選挙以降、当時野党だった共和党が上院過半数となっており、定員5人のSECは規則導入時に必要な3人の票が不足しルールの新規策定が出来なかった。欠員2人で委員3人となり、その内の1人が野党・共和党だった為である。ただ、現在、共和党が与党となり、共和党のクレイトン委員長の下、共和党のピオワー委員と民主党のスタイン委員が2人いる中、トランプ大統領が共和党のピアース氏を2017年7月18日に指名しており(\*SECは同じ政党から選出出来る委員は3人までなので2017年9月1日に民主党のジャクソン氏も指名しており)、上院での人事承認待ちとなっている。上院承認は51人の賛成でよい為、共和党が現在52人であることから、承認されやすい。しかし上院本会議の前に必要な上院委員会での人事承認が民主党委員全員の採決参加拒否により成立していないのである(2017年10月12日現在)。委員会での採決は規則によって民主党議員が少なくとも1人参加しないと成立しない。

※2: カナダのファンドに組み込まれた手数料(embedded commissions)禁止…カナダ証券管理局(CSA、カナダ各州の証券規制当局から構成)が、加ミューチュアルファンドのフィーを含む販売方法の大きな変更に関し、2017年1月、ミューチュアルファンドを販売する人が投信会社から受け取るトレーラー・フィーなどを禁止、投資家が直接、販売した人にフィーを支払う方式に移行する事などを提案した。トレーラー・フィーはトレーリング・コミッションとも言い、投資家の保有期間中、毎年、投信会社の得るマネジメントフィーから支払われるもので、米国の12b-1手数料、日本の代行手数料、英国のトレール・コミッションに相当する手数料である(2015年12月28日付日本版ISAの道 特別号、2016年8月1日付日本版ISAの道 その151、2017年2月6日付日本版ISAの道 その171~URLは後述[参考ホームページ]⑨参照)。



※3: MiFID II/Markets in Financial Instruments Directive II/第二次金融商品市場指令…MiFID(I)/金融商品市場指令が2007年11月から施行されており、既にアドバイザーにフィデューシャリー・デューティーが課されているが、それは報酬開示等を事前に示す事などをすれば運用会社等からのコミッションは受け取れるものであった(\*コミッション…販売手数料や代行手数料等)。このMiFID(I)を改正したものが2018年1月3日から施行されるMiFID IIであり、例外が無くなり、アドバイザーは運用会社等からの報酬を受け取れなくなった。つまり、アドバイザーの報酬は投資家から直接受け取る様になった(2016年7月19日付日本版ISAの道 その149~ URLは後述[参考ホームページ]⑨参照)。



※4: 9カ国…G7(日、米、英、仏、独、伊、加)とルクセンブルグ、オーストラリア。「投資信託の世界統計」(2016年12月末)によると、投信残高: 1位米国、2位ルクセンブルグ、3位アイルランド、4位ドイツ、5位フランス、6位オーストラリア、7位英国、8位日本、9位中国、10位ブラジル(\*私募投信やETF等を含む、2017年3月29日に投資信託協会が「投資信託の世界統計」として公表~ URLは後述[参考ホームページ]⑦参照)。



※5: RDR…英国のRetail Distribution Review/個人向け金融商品販売制度改革の事で、2012年12月31日から独立金融アドバイザー(IFA)が投信会社等から受け取っていたコミッションを禁止、アドバイス・フィーは金融商品から分離/アンバンドルされ受け取ることとなった(\*2014年4月からはファンド・プラットフォームにも適用、2015年12月14日付日本版ISAの道 その124~ URLは後述[参考ホームページ]⑧参照)。



※6: FOFA reforms/「ファイナンシャル・アドバイスの将来」改革…オーストラリアで2013年7月1日に(2012年7月1日に任意で)導入された「ファイナンシャル・アドバイスの将来」改革(FOFA改革)の事で、アドバイザーが投信会社等から受け取っていたコミッションを禁止、フィーのみとなった(2015年12月28日付日本版ISAの道 特別号~ URLは後述[参考ホームページ]⑨参照)。



※7: 2017年10月9日付モーニングスター・世界投信市場調査2017年版/Morningstar Global Fund Investor Experience Study 2017…米国モーニングスターが世界25カ国の投資信託市場について、4つの分野において投資家の視点で評価を行うもの。2年に1度発行され、前回は2015年で、今年が5回目。4つの分野とは、「規制と税金」(20%←前回20%←前々回25%)、「情報開示」(30%←30%←30%)、「フィー&エクスペンス」(30%←25%←30%)、「投信販売」(20%←25%←15%)である。( )内は4項目の総合評価における比重だが、調査年の都度、見直され、2017年は「フィー&エクスペンス」の比重が30%(←25%)と前回に比べて高くなっている。その他は、「投信販売」が20%と前回から5%低くなり、「規





制・税金」(20%)と「情報開示」(30%)は前回から変わらずであった。同レポートでは、「フィー&エクスペンス」の評価に際して、投資最少額が10万ドル未満のファンドを個人投資家向けとして集計対象にし、主としてエクスペンスレシオ(信託報酬に類似)の加重平均の水準や、ノーロードファンドの利用しやすさ等をみているが、日本については、「平均並」の評価で(5段階評価の中央、前回調査から改善)、「上位」(最高評価)とされたのは、オーストラリア、ニュージーランド、オランダ、スウェーデン、米国の5カ国だった(URLは後述[参考ホームページ]⑩参照)。

以 上

[参考ホームページ]

- ①2017年10月8日付日経ヴェリタス「投信手数料下げ、サービス低下も」…「<http://www.nikkei4946.com/vsk/>」、
- ②2017年2月13日付日本版ISAの道 その172「投信コスト(手数料等)の長期国際比較～日本・米国・欧州・カナダ・オーストラリアのグローバル比較、代行手数料・実質的な信託報酬率・エクスペンスレシオも加えた日米の詳細比較～」…「[http://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170213.pdf](http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170213.pdf)」、2017年5月29日付日本版ISAの道 その183「投信コストの国際比較、投信コストの日英比較～日本がNISAの範とし、投信のフィデューシャリー・デューティーで世界最先端の英国の投信コストを日本と比較～」…「[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170529.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170529.pdf)」、
- ③2017年4月24日付日本版ISAの道 その179「積立NISAの適格投信は全体の1%以下でインデックス・ファンドばかり。これを米国に当てはめると、全体の1.6%でアクティブ・ファンドが半分超に!」…「[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170424.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170424.pdf)」、2017年9月11日付日本版ISAの道 その195「『つみたてNISA対象(仮確定)商品』は114本! 税制改正要望で口座開設申込み即日買い付け可!! その中、現行NISAで8月に投資された先は?」…「[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170911.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170911.pdf)」、
- ④2017年8月30日付日本経済新聞電子版「『つみたてNISA』18年始動、対象投信120本に」…「[https://www.nikkei.com/my/print-article/?R\\_FLG=0&bf=0&ng=DGXLASGC30H06\\_Q7A830C1EE9000](https://www.nikkei.com/my/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXLASGC30H06_Q7A830C1EE9000)」、
- ⑤2017年10月13日付投資信託協会「投資信託の主要統計等ファクトブック」…「<https://www.toushin.or.jp/topics/2017/17200/>」、
- ⑥2017年10月14日付日本経済新聞「投信運用手数料1.09%に、9月末、低下、低コスト商品増で。」…「<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO2223887013102017DTA000/>」、
- ⑦投資信託協会「投資信託の世界統計」…「<https://www.toushin.or.jp/statistics/world/>」、
- ⑧2015年12月14日付日本版ISAの道 その124「NISA 本家の英国で投信の保有コストへの関心が高まっている～英国ISAの「アドバイスあり」と「アドバイスなし」の動向と投信保有コストを示すオンゴーイングチャージの推移～」…「<https://www.am.mufg.jp/text/kam151214.pdf>」、
- ⑨2015年12月28日付日本版ISAの道 特別号「投資アドバイザーに対するフィデューシャリー・デューティー(FD)強化はグローバルなトレンド!～米国や英国、カナダやオーストラリア等のFD最新事情と各国ファンドのチャンネル別フロー～」…「<https://www.am.mufg.jp/text/kam151228.pdf>」、2016年7月19日付日本版ISAの道 その149「キーワードはインベストメント・チェーン!～米国労働省(DOL)フィデューシャリー・ルール案、英国ケイ・レビュー、欧州MiFID～」…「[http://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_160719.pdf](http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160719.pdf)」、2016年8月1日付日本版ISAの道 その151「最新版:フィデューシャリー・デューティー(FD)強化はグローバルなトレンド!～米国や英国、カナダやオーストラリア等のFD最新事情と各国ファンドのチャンネル別フロー～」…「[http://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_160801.pdf](http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160801.pdf)」、2017年2月6日付日本版ISAの道 その171「米国の大統領令で市場が揺れ動く2017年1月! 2月はドッド=フランク法(ボルカー・ルール)とDOLフィデューシャリー・ルールにも大統領令! その中、NISAの既存投資家も新規投資家もネット証券の投資家も総じてグローバル株を志向!!」…「[http://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170206.pdf](http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170206.pdf)」、
- ⑩2017年10月9日付モーニングスター・世界投信市場調査2017年版/Morningstar Global Fund Investor

Experience Study 2017…「[http://www.morningstar.com/lp/global-fund-investor-experience?CID=CON\\_GFI0001](http://www.morningstar.com/lp/global-fund-investor-experience?CID=CON_GFI0001)」、  
①2013年1月19日付米バロonz誌「Are Sales Loads for Suckers?」…  
「[http://online.barrons.com/article/SB50001424052748703596604578235541779317754.html?mod=BOL\\_hpp\\_mag#articleTabs\\_article%3D1](http://online.barrons.com/article/SB50001424052748703596604578235541779317754.html?mod=BOL_hpp_mag#articleTabs_article%3D1)」。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。